

障害児通所支援をご利用の方へ



令和6年11月現在

＜障害児通所支援とは＞

障害児通所支援は児童福祉法で定められており、以下のようなサービスがあります。

サービス	内 容
児童発達支援	未就学の児童に日常生活における指導や訓練を行います。
児童発達支援（医療型）	未就学の肢体不自由児に児童発達支援及び治療を行います。 ※市内に利用可能な事業所はありません。
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、自宅内で児童発達支援を行います。 （対象者：外出が著しく困難な重度の心身障害児）
放課後等デイサービス	学校就学中の児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

＜利用方法＞

- ・利用を希望する場合は、朝霞市障害福祉課へ障害児通所給付費の支給申請を行い、障害児通所給付費の支給決定を受ける必要があります。
- ・利用開始希望日3か月前より、申請を受け付けます。
- ・障害児通所給付費の支給申請後、相談支援事業所が作成する「障害児支援利用計画書」の提出も必要になります。
- ・事業所に代わり、ご本人やご家族、支援者等が計画（セルフプラン）を作成することも可能です。

相談⇒ 申請 ⇒ 計画作成 ⇒ 支給決定 ⇒ サービス利用

（障害児支援利用計画）

＜申請に必要なもの＞

- ① 「障害児通所給付費申請書」※乳幼児健診や相談の状況などをお伺いします。
- ② 「障害児相談支援給付費支給申請書」※セルフプランの場合は不要ですが、別途セルフプランの作成が必要です。
- ③ **療育が必要であると判断できる資料**
（障害者手帳、特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類、医師の診断書または意見書）
※医師の診断書または意見書を提出する場合は、申請日から3か月以内に作成されたものをご用意ください。
- ④ 個人番号確認および身元確認ができる書類

<利用料金>

障害児通所支援では、原則利用した額の1割が利用者負担となります。
ただし、利用者負担額には上限額があり世帯所得によって異なります。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯 ※所得割が28万円未満	4,600円
一般2	上記以外 ※所得割額が28万円以上	37,200円

※おやつ代や材料費などは自己負担となります。

<市民税課税者の所得割額の算出方法>

所得区分の判断には市民税所得割額を使用しますが、市民税課税者のうち、「住宅借入金等特別税額控除」や「寄付金税額控除」のある方、18歳までの児童を扶養されている方については、以下の手順で所得割額を算出します。（※市民税非課税者については不要。）

ア 「住宅借入金等特別税額控除」及び「寄付金税額控除」

市民税所得割額（納税額として通知される額）に「住宅借入金等特別税額控除」と「寄付金税額控除」で控除されている金額を加算する。

イ 18歳までの児童の扶養控除

市民税の扶養控除では16歳未満の扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除上乗せ分は廃止されているが**あったものとして**、それに相当する額を差し引く。

※ ア、イ両方に該当する方は、アの計算をした後にイの計算を行います。

※複数のサービス事業所を利用されている方、兄弟で児童通所支援サービスを利用し、利用者負担額が負担上限額を超えることが予測される場合は、サービス提供事業所間での利用者負担額の調整を行うこととなります（利用者負担額0円の方を除く）。

「利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書」の申請が必要となります。詳細は障害福祉課までご相談ください。

<3歳から5歳児の児童発達支援等の無償化>

3歳になってはじめての4月1日から3年のあいだ、児童発達支援等の利用者負担額が無料となります。無償化にあたり、新たなお手続きは必要ございません。なお、おやつ代や材料費等は自己負担となります。

＜未就学児の多子軽減措置＞

小学校就学前のお子さんが2人以上いて、第1子が保育園、幼稚園等（市で認可している所）に通っている場合、第2子の障害児通所支援の利用者負担は半額、第3子以降は無料となります。



障害児支援利用計画とは

相談支援事業所が作成するもので、「どのサービスをどのくらい利用したらよいか」などを、相談支援事業所と一緒に考えながら作成するものです。通所先とは別に相談支援事業所との契約が必要です。

※サービスをご利用になるすべての方に相談支援事業所による「障害児支援利用計画書」の提出が必要となりました。

計画作成の際に、利用者が負担する費用はありません。

朝霞市内相談支援事業所一覧（別紙参照）※市外の相談支援事業所でも作成可能



医療的ケア児等コーディネーターとは

医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を持っています。

コーディネーターは、主に相談支援専門員、保健師、訪問看護師等がコーディネーターとしてその役割を担っています。

＜お問い合わせ先＞ 朝霞市役所 障害福祉課

〒351-8501

朝霞市本町1-1-1

TEL 048-463-1598

FAX 048-463-1025